

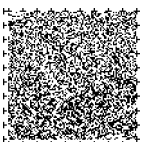
## 第4章 手当・年金

### 在宅重度心身障害者手当

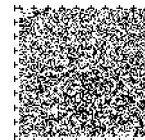
- 【対象者】** 次の①～⑤に該当する住民税非課税の在宅の障害者
- ① 身体障害者手帳1・2級の人
  - ② 療育手帳(A)・Aの人
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
  - ④ 最重度・重度の知的障害があると判定された人
  - ⑤ 20歳未満でB(中度)の知的障害があると判定された人
- 【支給制限】**
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過的措置)の受給者
  - ・施設に入所中の人(病院や老人保健施設、有料老人ホーム等は手当支給の対象になりません。)
  - ・住民税が課税されている人
- 【手当月額】** 月額8,000円
- 【支払月】** 7月・11月・3月にまとめて支払います。  
申請月の翌月分から手当が支給となります。
- 【申請に必要なもの】**  
手帳、印鑑、受給者名義の普通預金口座(ゆうちょ銀行を除く)
- 【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当(→10ページ)

### 特別障害者手当

- 【対象者】** 20歳以上であって、精神又は身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある人(障害基礎年金1級程度の障害が重複する人及びそれと同程度以上と認められる人)
- ※特別障害者手当の該当基準(→資料編90ページ)
- 【支給制限】**
- ・所得制限(→資料編94ページ)(所得は毎年8月に審査します)
  - ・施設に入所中の人  
(病院や老人保健施設、有料老人ホーム等は支給手当の対象になりません)
  - ・継続して3か月以上入院している人
- 【手当月額】** 月額26,440円(平成20年度現在)
- 【支払月】** 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。  
申請月の翌月分から支給します。
- 【申請に必要なもの】**  
手当用診断書(所定のもの)、手帳、所得状況届、年金証書等の写し、前年中の年金収入の分かるもの、印鑑、受給者名義の普通預金通帳(ゆうちょ銀行を除く)
- ※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当(→10ページ)



## 障害児福祉手当

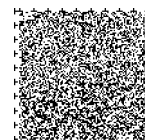


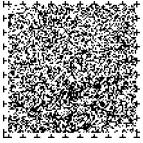
- 【対象者】** 20歳未満であって、身体障害者手帳1級・2級の一部の人、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>の人、常時介護を要する精神障害者その他同程度の障害を有する人  
※障害児福祉手当の該当基準（→資料編90ページ）
- 【支給制限】** ・所得制限（→資料編94ページ）（所得は毎年8月に審査します）  
・障害を理由とする年金を受給している人  
・施設に入所中の人（病院への入院は対象になります）
- 【手当月額】** 月額14,380円（平成20年度現在）
- 【支払月】** 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。  
申請月の翌月分から支給します。
- 【申請に必要なもの】**  
手帳、手当用診断書（所定のもの）、所得状況届、印鑑、受給者名義の普通預金通帳（ゆうちょ銀行を除く）  
※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）



## 特別児童扶養手当

- 【対象者】** 次に該当する在宅の20歳未満の障害児を養育している保護者  
① 身体障害者手帳1～3級、4級の一部の児童  
② 療育手帳<sup>Ⓐ</sup>・A・Bの児童  
③ 身体又は精神の障害が重複する場合であって、上記①・②と同程度の状態にある児童  
※特別児童扶養手当の該当基準（→資料編89ページ）
- 【支給制限】** ・所得制限（→資料編94ページ）  
前年の所得が一定額以上の場合は支給停止になります。  
受給資格者になった人は、年1回所得状況届の提出が必要です。  
・障害を理由とする公的年金を受給している場合  
・児童が施設に入所している場合
- 【手当月額】** 重度障害児（1級）：月額50,750円（平成20年度現在）  
中度障害児（2級）：月額33,800円（平成20年度現在）
- 【支払月】** 4月・8月・11月に4か月分まとめて支払います。
- 【申請に必要なもの】**  
手帳、診断書（所定のもの）、住民票（世帯全員のもの）、戸籍謄本（本人及び児童）、印鑑、受給者名義の普通預金通帳（ゆうちょ銀行も可）  
※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）





## 児童扶養手当

**【対象者】** 父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

**【支給制限】** 次に該当する場合は支給できません。

・所得制限（→資料編94ページ）

申請する人又は同居親族の前年の所得が一定額以上の場合は支給停止となります。

受給資格者になった人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

・申請する人が公的年金を受給できる場合

・児童が施設に入所している場合（母子生活支援施設などを除く）

・児童が父又は母の死亡について支給される公的年金を受給できる場合

・児童が父に支給される公的年金の額の加算対象になっている場合

**【手当月額】** ①児童1人の場合

・全部支給：月額41,720円（平成20年度現在）

・一部支給：収入に応じて41,710円～9,850円

②児童2人の場合

・①に5,000円加算

③児童3人以上の場合

・①・②に3人目以降1人につき3,000円加算

**【支払月】** 4月・8月・12月の年3回に4か月分まとめて支払います。

**【申請に必要なもの】**

住民票（世帯全員）、戸籍謄本（本人及び児童）、印鑑、所得証明、年金手帳、受給者名義の普通預金口座（ゆうちょ銀行を除く）等

**【問合せ】** こども福祉課こども医療担当（→10ページ）

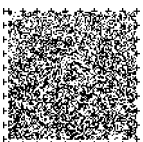
## 福祉手当（経過的措置）

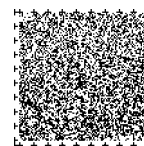
昭和61年3月31日時点で国の制度の福祉手当を受給していた20歳以上の人のうち、特別障害者手当、障害を理由とする年金のいずれの支給も受けられない人に、引き続き手当支給します。

ただし、所得に応じた支給制限があります。

また、施設に入所中の方は受けられません。

**【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）





### 手当を受けられる人へのお願い

1. 手当を受けられる人は、次のときには資格喪失となりますので、必ず「資格喪失届」を市役所社会福祉課（→10ページ）に提出してください。
  - ・施設に入所したとき
  - ・障害の程度が該当しなくなったとき
  - ・死亡したとき
  - ・病院、診療所に継続して3か月を超えて入院するに至ったとき（特別障害者手当の受給者のみ）
  - ・20歳になったとき（障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当の一部の人）
 また、氏名や住所が変わった場合は、速やかに届け出てください。  
 なお、施設を退所した場合、障害の程度変更した場合、病院を退院した場合で、再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。
2. 手当（在宅重度心身障害者手当を除く）を受けている人は、毎年8月から9月上旬までの間に、現況届（所得現況届）を提出することになっています。この届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなります。



## 障害基礎年金（国民年金加入者）

国民年金加入中や20歳前に初診日のある病気やケガにより、障害認定日※に国民年金法で定める障害の状態にある人に支給されます。

※障害認定日・・・初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日

**【受給要件】** ① 国民年金に加入中か、60歳以上65歳未満の人が障害の状態になったとき

② 20歳前に障害の状態になった人が20歳になったとき

**【障害の状況】** 障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定程度の障害の状態であること（→資料編91ページ）

**【納付要件】** ①の場合：初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること。または初診の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

②の場合：納付要件はありませんが、本人の所得制限があります。

**【年金額】** 障害等級は国民年金法の障害等級表に基づき決定されます。身体障害者福祉法とは認定に際する評価内容が異なるため、身体障害者手帳と必ずしも同一の等級ではありません。

1級障害：990,100円＋子の加算

2級障害：792,100円＋子の加算（平成20年度現在）

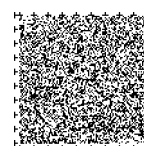
加算対象の子※の数	加算額（一人につき）
1人目・2人目	各227,900円
3人目以降	各75,900円

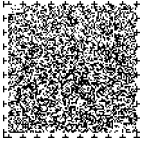
※加算対象の子とは、受給権者によって生計を維持している子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある又は20歳未満で障害等級1級または2級の障害者）です。

**【支給月】** 障害認定の属する月の翌月から障害等級の障害の状態に該当しなくなった日の属する月まで。偶数月に2か月分を支払います。

### 【請求に必要なもの】

裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、世帯全員の住民票、診断書、初診日証明書、病歴・就労状況申立書、本人名義の普通預金口座（ゆうちょ銀行は除く）、印鑑等





※障害の時期、状況により異なります。

**【問 合 せ】** 健康支援課国保年金担当  
初診日当時、国民年金第3号期間中の場合は社会保険事務所になります。  
(平成20年度現在)

### これから20歳を迎えられる人へ

障害基礎年金は請求しなければ受給できません。20歳の誕生日が来たら速やかに請求手続きをしてください。また、お渡しする用紙等もありますので、事前に窓口へご相談ください。

### 65歳以上の人へ

65歳以上で障害の状態になった人は老齢基礎年金の受給者になるため、障害基礎年金は請求できません。(60歳ですでに老齢基礎年金を受給している人を含む)

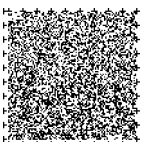
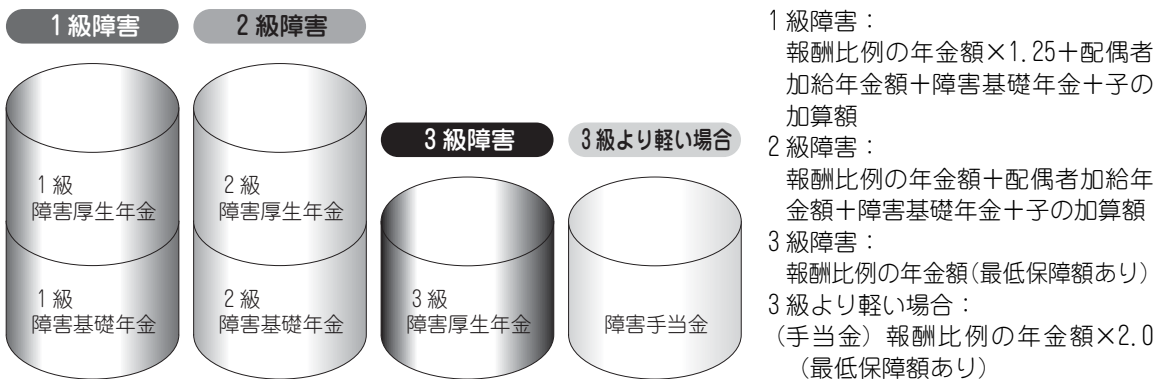


## 障害厚生年金（厚生年金加入者）

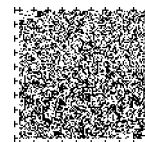
障害厚生年金は、厚生年金加入中に初診日のある病気やケガにより障害基礎年金に該当する障害が生じたときに、障害基礎年金に上乘して支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）又は障害手当金が支給されます。

- 【受給要件】** 初診日（当該傷病について初めて医師の診療を受けた日）に被保険者であること
- 【障害の状況】** 障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定程度の障害の状態であること（→資料編91～93ページ参照）
- 【納付要件】** 初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。
- 【年金額】** 障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乘せされます。



**【問 合 せ】** 初診日当時勤めていた事業所を受け持つ社会保険事務所



## 障害年金受給者の国民年金保険料の法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人や1級・2級の障害年金を受けている人等は、届出をすれば受けている期間について保険料が免除されます。ただし、障害共済年金や障害厚生年金の3級は法定免除の対象となりません。

## 心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

- 【加入資格】** 障害のある人を扶養している保護者で、次のすべての要件を満たす人
- ・年齢が65歳未満であること（毎年度4月1日時点）
  - ・加入時に県内に住んでいること
  - ・特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入可能な健康状態であること

- 【障害のある方の範囲】** 次のいずれかに該当する人
- ・知的障害があると判定されている人
  - ・身体障害者手帳1～3級
  - ・精神又は身体に永続的な障害のある方で上記と同程度の障害がある人

**【加入口数】** 障害のある人1人につき2口まで

**【毎月掛金】** 加入者の加入時の年齢により、1口当たり次の通りです。

（平成20年度現在） 単位：円

加入時の年齢	～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
月額掛金	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

※所得、加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

**【年金額】** 1口加入の方：月額20,000円  
2口加入の方：月額40,000円

**【弔慰金】** 1年以上加入した後に、加入者より先に障害のある人が死亡した場合は、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

**【申請に必要なもの】**  
手帳及び年金証書等、住民票（保護者、障害のある人それぞれのもの）、印鑑など

**【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）

